

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に営業拠点を有していること。
- (3) 車両のメンテナンスリースを実施できる者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 申請書は、別記3に掲げる場所に持参又は郵送（受付期間中に必着とする。）により提出すること。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和7年8月29日（金）までに、書面により通知する。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、会計規則、及び契約に関して知事が別に定めるものを熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式3による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時は、別記中2の(1)のとおり。
- (5) 入札の場所は、別記中2の(2)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 賃貸借契約名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

(7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(9) 入札書は、封入のうえ提出すること。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることはできない。

(12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

(13) 入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14) 開札は即時改札とする。

(15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(16) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外のものは入場できない。

(17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。

(18) 入札会場において次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(19) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(21) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札するものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- （1）公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- （2）物品名及び入札金額のない入札書
- （3）入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- （4）代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- （5）物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- （6）入札金額の記載が不明瞭な入札書
- （7）入札金額を訂正した入札書
- （8）「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- （9）数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- （10）その他、入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- （1）有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- （2）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- （3）（2）の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- （4）落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。
- （5）落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条の規定による。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

9 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（k-osodate@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。ただし、契約書（案）中、契約金額、契約保証金、契約の相手方、契約物品の内容等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた事業に係る技術仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2156

13 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、別記中3のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物品及び予定数量

えひめこどもの城公用車（小型貨物自動車）賃貸借契約

(2) 賃貸借の内容等

別添仕様書のとおり。

(3) 賃貸借期間

別添仕様書のとおり。

(4) 納入場所

えひめこどもの城（愛媛県松山市西野町乙 108 番地 1）

(5) 入札方法

入札金額は、1 月当たりの借入金額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 9 月 2 日（火）午前10時00分

(2) 場所 愛媛県庁第一別館 5 階 保健福祉部準備室

3 照会先

(1) 部局の名称 愛媛県生きがい推進局子育て支援課こども政策グループ

(2) 所在地 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 ー 2

(3) 電話 089-912-2448

4 事前に提出する書類等

(1) 提出書類

ア 入札参加者に必要な資格を証する書類

入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 仕様書を満たすことを証明するパンフレット、規格対比表等

ウ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書（様式 2）及び過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結したことが確認できる書類（2 件以上）

(2) 提出先

別記中 3 のとおり。

(3) 申請書の提出期限

令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時15分（郵送の場合は必着）